

資料編

第三次川越市スポーツ推進計画策定の経緯.....	44
川越市スポーツ推進審議会条例.....	45
川越市スポーツ推進審議会 委員名簿.....	47
川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会設置綱.....	48
スポーツ基本法（抜粋）.....	50
川越市のスポーツ施設一覧.....	58

第三次川越市スポーツ推進計画策定の経緯

令和3年8月5日	第1回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会作業部会
令和3年8月11日	第1回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会
令和3年8月26日	第1回川越市スポーツ推進審議会
令和3年9月22日	第2回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会作業部会
令和3年9月22日	第2回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会
令和3年10月14日	第2回川越市スポーツ推進審議会
令和3年12月1日 ～令和4年1月4日	市民意見公募
令和4年1月12日	第3回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会作業部会
令和4年1月19日	第3回川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会
令和4年2月4日	第3回川越市スポーツ推進審議会
令和4年2月4日	川越市スポーツ推進審議会から答申

川越市スポーツ推進審議会条例

昭和三十七年三月二十七日

条例第八号

(設置)

第一条 本市は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき、川越市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平二三条例一五・全改）

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

一 学識経験者

二 関係行政機関の職員

（平二三条例一五・全改）

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平成二二条例一・追加）

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平二二条例一・一部改正）

(議事)

第五条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（平二二条例一・旧第六条繰上・一部改正）

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

（平一一条例六・旧第八条繰上、平二二条例一・旧第七条繰上・一部改正）

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、市長が定める。

（平一一条例六・旧第九条繰上、平二二条例一・旧第八条繰上・一部改正）

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月一九日条例第六号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（平成二二三月一九日条例第一号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
（川越市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の川越市スポーツ振興審議会に関する条例の規定により設置されたスポーツ振興審議会（以下この項において「旧審議会」という。）の委員であり、引き続き第一条の規定による改正後の川越市スポーツ振興審議会に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定により設置される川越市スポーツ振興審議会の委員に任命されるものの任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成二三年九月二二日条例第一五号）抄

- 1 この条例中第一条の規定は平成二十三年十月一日から施行する。

川越市スポーツ推進審議会 委員名簿

会長 河野 哲夫 副会長 山田 上

氏 名	選 出 団 体
大塚 賢一	川越市スポーツ協会
金澤 勝	川越市スポーツ少年団
河野 哲夫	川越市スポーツ協会
小松 正彦	川越市自治会連合会
澤田 はるみ	川越市スポーツ推進委員連絡協議会
新家子 直之	川越市校長会
田中 幸子	川越市女性スポーツ団体連絡協議会
秦 重美	川越市医師会
山田 上	川越市スポーツ推進委員連絡協議会

※敬称略、50音順

川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生涯スポーツや健康づくりなど、総合的な視野に立った川越市生涯スポーツ振興計画（以下「スポーツ振興計画」という。）の策定を行うにあたり、必要な事項を検討するため、川越市生涯スポーツ振興計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) スポーツ振興計画の策定に関すること。
- (2) スポーツに関する施策及び事業の立案及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が生涯スポーツの振興において必要と認める事務に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は文化芸術振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、スポーツ振興計画を詳細かつ具体的に調査し、検討するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる課の課長及び職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 部会長は、作業部会の結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月12日から施行する。
- 2 この要綱は、スポーツ振興計画の策定が終了した日をもって、その効力を失う。
- 3 川越市生涯スポーツ振興計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

政策企画課長 地域づくり推進課長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課長 障害者福祉課長 高齢者いきがい課長 こども育成課長 健康づくり支援課長 公園整備課長 地域教育支援課長 教育指導課長

別表第2（第6条関係）

政策企画課 地域づくり推進課 文化芸術振興課 スポーツ振興課 障害者福祉課 高齢者いきがい課 こども育成課 健康づくり支援課 公園整備課 地域教育支援課 教育指導課
--

前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進

及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上

を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体カテスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努

めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会そ

他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

川越市のスポーツ施設一覧

※川越市が管理しているもの

(令和4年2月現在)

名称	所在地	施設・内容	面数	有無料	申込先
川越運動公園 総合体育館 陸上競技場 テニスコート	下老袋 388-1	メインアリーナ	1	有料	総合体育館 TEL 224-8765
		サブアリーナ	1	〃	
		弓道場	1	〃	
		武道場	2	〃	
		トレーニングルーム	1	〃	
		テニスコート	12	〃	
		陸上競技場	1	〃	陸上競技場
サッカー場	1	〃	TEL 224-8881		
川越武道館	郭町 2-30-1	二階道場 (剣道・空手道等)	1	〃	川越武道館 TEL 224-7220
		一階道場(柔道・躰道等)	1	〃	
		地下一階道場(弓道)	1	〃	
初雁公園	郭町 2-13-1	野球場	1	〃	公園管理事務所 TEL 222-1301
		プール	4	〃	
城下公園	城下町 47-1	テニスコート	2	〃	
芳野台南公園	芳野台 1-3015-1	テニスコート	4	〃	
芳野台グラウンド	芳野台 1-103-28	野球場	2	無料	
市民グラウンド	宮元町 23-22	野球場	2	〃	
人間大橋緑地	中老袋 150	ソフトボール場	8	〃	
雁見緑地	鯨井 143	広場	1	〃	
寺山緑地	上寺山 587-1	野球場	1	〃	
		ソフトボール場	3	〃	
上江橋緑地	古谷上 7902	広場	1	無料	古谷市民センター TEL 235-1834
高階運動広場	砂 451-1	ソフトボール場	1	〃	高階市民センター TEL 242-0600
		広場	1	〃	
高階南公共広場	砂新田 465-1	広場	2	〃	
南部地域公共広場	砂久保 68-1	広場	2	〃	
八瀬大橋緑地	的場 3529	ソフトボール場	2	〃	大東市民センター TEL 243-3426

名称	所在地	施設・内容	面数	有無料	申込先
安比奈親水公園	安比奈新田 140-1	陸上競技場兼サッカー場	1	〃	上戸緑地管理詰所 TEL 231-6401
		野球場	2	〃	
		ソフトボール場	2	〃	
		テニスコート	6	〃	
		広場	8	〃	
上戸緑地	的場 2870	サッカー場	1	無料	
		野球場	2	〃	
		ソフトボール場	2	〃	
		マレットゴルフ場	1	〃	
的場緑地	的場 3510	広場	1	〃	
		ソフトボール場	3	〃	
笠幡公園	川鶴 2-7	野球場	1	〃	
霞ヶ関東緑地	上戸新町 37	マレットゴルフ場	1	〃	
御伊勢塚公園	伊勢原町 3-3	ゲートボール場	1	〃	
		テニスコート	2	有料	
山王久保緑地	上戸 70-2	テニスコート	2	無料	
平塚緑地	平塚 30	ソフトボール場	2	〃	名細市民センター TEL 231-2202
農業ふれあい センター 多目的ホール	伊佐沼 887	バレーボール、 バドミントンなど (※令和4年11月頃まで 改修工事中)		有料	農業ふれあい センター TEL 226-6551
サンライフ川越	芳野台 1-103-57	トレーニングルーム	1	〃	川越市勤労者福祉 サービスセンター TEL 225-5445
芳野台体育館	芳野台 1-103-57	バレーボール、 バドミントンなど		〃	
総合福祉センター	小仙波町 2-50-2	温水プール	1	〃	総合福祉センター TEL 228-0200
高階公民館	藤間 27-1	軽体育室	1	〃	高階公民館 TEL 242-6064
さわやか活動館	大字的場 2649-1	軽体育室	1	〃	中央公民館 TEL 222-1394

名称	所在地	施設・内容	面数	有無料	申込先
北部地域ふれあいセンター	山田 1578-1	多目的ホール	1	〃	北部地域ふれあいセンター TEL 223-7221
東部地域ふれあいセンター	並木 452-1	多目的ホール	1	〃	東部地域ふれあいセンター TEL 236-2360
スポーツパーク福原	今福 1758-1	広場	2	無料	福原市民センター TEL 243-4015
かほく運動公園	霞ヶ関北 6-30-1	広場	1	〃	霞ヶ関北公民館 TEL 231-4455
なぐわし公園 P i K O A (ピコア)	鯨井 1216	温水プール トレーニングルーム スタジオ (レッスン) 温浴施設 多目的ホール	1 1 1 1	有料 〃 〃 〃	なぐわし公園 P i K O A TEL 239-0315

第三次川越市スポーツ推進計画
令和4年3月

発行：川越市

編集：川越市文化スポーツ部スポーツ振興課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811（代表）

049-224-6094（直通）

FAX 049-224-8712

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp>



川越市シンボルマーク